

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会
強化本部設置規程

(総則)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）運営規程第 10 条の規定に基づく専門部会として設置する強化本部（以下「強化本部」という。）の運営に関することを定める。

(設置目的)

第 2 条 JPC 戦略計画に基づく JPC、JPC 加盟競技団体並びに同競技団体に所属するアスリート等の発掘・育成・強化のための活動を支援することを目的とする。

(事業)

第 3 条 強化本部は、JPC 運営委員会の決議に基づき業務を執行する。

2 強化本部は、前項業務の経過及び結果を JPC 運営委員会に報告しなければならない。

(強化本部員)

第 4 条 強化本部に、次の強化本部員（以下「本部員」という。）を置く。

本部長 1 名

副本部長 3 名以内

本部員 12 名以内

2 本部長は、JPC 委員長が委嘱する。

3 本部員は、本部長が選考し、JPC 委員長が委嘱する。

4 副本部長は、強化本部長が本部員の中から指名する。副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときまたは欠けたときはその職務を行う。

5 本部員の構成は、各競技の特性や専門性を考慮した人選を行い、特定の競技等に偏らないようにする。

(任期)

第 5 条 本部員の任期は、原則として 2 年とする。

任期中に本部員が辞めた場合は、前条第 3 項により本部員を補充することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第 6 条 強化本部は、第 2 条の目的を達成するため次の業務を行う。

(1) トップアスリートの強化に関すること

- (2) アスリートの発掘・育成に関すること
- (3) JPC が派遣する国際総合競技大会の派遣方針及び選考基準に関する
こと
- (4) JPC 加盟競技団体の強化費配分に関すること
- (5) その他必要な事項

(強化本部会議)

第 7 条 強化本部は、必要に応じて強化本部員による会議を開くことができる。

- 2 会議は本部長が招集し、その議長となる。
- 3 必要に応じて、JPC の会長、委員長、副委員長、事務局長は、会議に
出席し意見を述べることができる。
- 4 本部長が必要と認めたときは、会議にオブザーバーの出席を求め、そ
の意見を聴取することができる。

(部会)

第 8 条 第2条の目的を達成するため、必要に応じて強化本部に部会を置くことがで
きる。

(規程の変更)

第 9 条 本規程は、JPC 運営委員会により変更することができる。

(附則)

本規程は、令和4年1月1日より施行する。

本規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。